

## 八幡市分譲マンション管理組合の登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)の規定及び八幡市住宅マスタープラン(平成16年3月25日制定)に基づく分譲マンション管理組合(以下「管理組合」という。)に対する必要な情報及び資料の提供のために、管理組合を登録することに関し必要な事項を定めるものとする。

(登録)

第2条 市から情報及び資料の提供を継続して受けようとする管理組合は、市に申請し、登録を受けなければならない。

(登録の対象)

第3条 登録を受けることができる管理組合は、市内に所在する分譲マンションの管理組合とする。

(登録内容)

第4条 登録の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理組合の名称
- (2) 管理組合の代表者名
- (3) 管理委託の有無
- (4) その他、市長が定める事項

(登録の方法)

第5条 登録を希望する管理組合は、八幡市分譲マンション管理組合登録申請書(別紙様式第1号)を市長に提出するものとする。

(登録内容変更届)

第6条 登録を受けた管理組合は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに八幡市分譲マンション管理組合登録変更届(別紙様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、登録に関して必要な事項については、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年7月23日から施行する。